

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 8 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03645

研究課題名(和文) 両大戦間期イギリスの女性労働者組織の思想と福祉国家の起源

研究課題名(英文) Origin of Welfare State in the Case of Women's Labour Organization in the 1920s and 1930th Britain.

研究代表者

原 伸子 (Hara, Nobuko)

法政大学・経済学部・教授

研究者番号：00136417

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、両大戦間期、とくに1874年に設立されて約半世紀の間、中心的存在であった「女性労働組合連盟(WTUL)」の歴史に焦点をあてて、当時のジェンダー平等思想と公私の狭間におかれた女性労働者の姿を描き出すことである。筆者は、リバプール大学におけるラスボーン文書や、ロンドン大学Women's LibraryにおけるWTUL関連の文書に着目した。

そこで明らかになったのは、19世紀末から20世紀初頭にかけて、低賃金と苦汗労働に直面していた女性労働者と女性労働運動は、一方で男女平等賃金を要求しながらも、他方では「家族手当」の実現による母性の維持を主張したことである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、戦間期における女性労働者組合運動の歴史の中に福祉国家の起源を見出したことである。当時のイギリスの女性労働者は家族手当と男女平等賃金を要求した。家族手当とは家族(私的領域)における母性と子どもに対する国家の介入であり、男女平等賃金とは公的領域(労働市場)における平等の要求である。前者はフェミニズム思想の「差異」派、後者は「平等」派と呼ぶことが出来る。つまり、不況と苦汗労働に対峙していた女性労働者は、家族手当によって家族賃金を要求し、男性労働者の賃金低下に反対したのである。ここからは、ワークライフバランス政策にジェンダー観点が重要であるという現代的意義を導出できる。

研究成果の概要(英文)： The purpose of the study is to investigate the origin of the welfare state in the history of the Women's Trade Union League(WTUL), which was founded 1874 and known as a central organization promoting trade union for women until 1920s. The question is whether an appeal for equal pay for men and women by women's labourer's organisation is consistent with the movement of Family Allowance by the Family Endowment Committee set up by Rathbone in 1917. I would like to clarify here is that the women's labourers in face of low pay and sweated work were situated in the dilemma of public/ private dichotomy. I use the public to refer a realization of equal pay in the labour market and the private to refer an introduction of Family Allowance into the family sphere.

研究分野：経済学史、ジェンダー経済論

キーワード：福祉国家 ジェンダー 公私二分法 女性労働組合連盟 イギリス

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究状況

戦間期イギリスにおける労働者組織の思想に関する研究は、これまでも一定の蓄積がある。それらは大きく二つに分けることができる。第1は制度・政策的視点、第2はフェミニスト思想と労働組合主義との相克という視点からの研究である。

制度・政策的視点

H. Land (1975)、渡辺千壽子 (1976)、榎原朗 (1979)、赤木 (2006、2008、2011) などによる研究がある。彼らは未刊の第一次資料を詳細に検討し、1920年代に人口簿問題や貧困問題を背景とした女性労働者組織の母性主義にもとづいた平等賃金の要求と家族手当運動との関連を丹念に考察する。とくに赤木の研究は女性団体をはじめとする慈善団体、労働組合、政策主体の制度的配置と多様な構想の変遷を明らかにした。けれどもその視座は、これまでの研究がジェンダーやフェミニズムの視点に「拘泥」してきた結果、実態に関する丹念な分析が欠落していたという立場である。

フェミニスト思想と労働組合主義との相克という視点

それに対して、J. Lewis (1991)、S. Pedersen (1993)、P. Thane (1992)、今井けい (2003)、深澤和子 (1997) らの研究は、女性協働組合ギルドや労働党女性部などの歴史的発展を考察することによって、フェミニスト思想と労働組合主義の相克を描いている。

(2) 本研究の視点

本研究は戦間期の女性労働者運動におけるジェンダー平等思想と家族イデオロギーに着目する。その立場は、基本的には上述の二つに連なるものであるが、それをさらに福祉国家の公私二分法に結びつけて、現代における家族と労働市場との調和の問題への理論的・政策的示唆を問うものである。

2. 研究の目的

(1) 第一の目的は、戦間期における労働者階級の女性たちの思想を研究することによって、彼女たちが労働者としての自立と母性の狭間におかれていたことを明らかにすることである。この観点は、ジェンダー平等思想と公私二分法との関係と問うことであり、上述のようにこれまでの研究では十分に検討されていなかった点である。

(2) 第二の目的は、19世紀から20世紀初頭にかけての「効率性の時代」(G.R. Searle, 1971)と女性労働運動を「遠くの鏡」としながら、現代のグローバリゼーションと福祉国家の変容を映し出すことである。「効率性の時代 (Age of National Efficiency)」とは国民国家とグローバリゼーションの関係が問われる時代でもあった。貧困・格差など現代と共通する点が多い。「苦汗労働」と低賃金の狭間に置かれた女性労働者は、一方で家族手当による母性の保護と(男性に対する)家族賃金を求め、他方では男女平等賃金を要求した。それは、労働市場における平等と家族における母性すなわち無償労働(育児や介護)の保護を求める運動であった。それは、現代における男女平等とフェミニズム運動を考える際に、大きな示唆を与えてくれる。

3. 研究の方法

(1) 一次資料の調査

本研究では、19世紀末から20世紀初頭にかけての女性労働者運動と家族手当運動の連携に着目した。また19世紀後半の女性労働者運動は慈善団体や中産階級の女性たちの支援を受けてはじまった(それに対してマンチェスターの綿工業は例外的であり、男女をともに有する労働組合が18世紀初期に成立していた)(今井, 2006)。そのため、慈善運動家であり家族手当運動の指導者であった、ラスボーンの家賃手当協会やリバプールの港湾地区の貧困研究の文献を、リバプール大学のラスボーン文庫において調査した。さらに、1874年に設立されて半世紀の間、女性労働運動の中心的存在であった「女性労働組合運動 (WTUL)」やその前身である「女性保護共済連盟 (WPPL: Women's Protective and Provident League)」について、ロンドン大学のLSE図書館、Women's Library, Cambridge University Libraryにて、一次資料の調査を行った。

(2) 現代のジェンダー平等との関連を探る

本研究の目的の一つは、現代における女性の平等の問題を歴史的視座に基づいて研究することである。フェミニズム思想におけるジェンダー平等は、つねに「平等」派と「差異」派との相克にあった。前者は労働市場における男女平等賃金に集約され、後者は母性の強調に結びついている。実際には、両者の統合を目指すとともに、家族における母性(労働力の再生産)を労働市場に連携することが重要である。この点については、現代におけるジェンダー平等政策に関する論文執筆、フェミニズム思想の文献整理を行うとともに、国際学会において数度の報告をおこなった。さらに学会出張時やイギリス出張に際して、家族史研究の第一人者であるジェーン・ハンフリーズ教授(オックスフォード大学)や、ナンシー・フォルブレ教授(マサチューセッツ大学)、さらにルース・リュベリー教授(マンチェスター大学)ら海外の研究者との意見交換、およびインタビューをおこなった。

4. 研究成果

本研究の課題は、戦間期イギリスにおける女性労働者運動、とくに 1874 年に設立されて半世紀の間、中心的存在であった「女性労働組合運動 (WTUL)」の歴史と思想に焦点を当て、当時のジェンダー平等思想と公私の狭間に置かれた女性労働者の姿を描き出すことであった。以下が研究によって得られた知見である。

(1) 20 世紀初頭における女性労働者が直面した「公私二分法」

WTUL が活動した時代である 19 世紀末から 20 世紀初頭は「効率性の時代」(G.R.Searle, 1971) と呼ばれている。当時のイギリスでは、ボーア戦争時の志願兵検査における多数の不健康な若者の発見、出生率の低下と高い乳児死亡率などの「退化」が社会問題となった。そして将来世代への不安や「帝国」の維持の観点から、国民大衆の人口増大と環境改善に向けた「国民効率性運動」が拡がりを見せた。ブースによるロンドンのイーストエンドの貧困調査や、ラウントリーによるヨークの労働者階級の貧困調査が行われたのもこの時期である。

そのような背景のもとで、慈善運動を母体にした、エレノア・ラスボーンによる「家族手当」構想が登場する。ラスボーンは同時期に、リバプールの港湾地区 (マージ サイド) における、「一人親」家庭の貧困問題を調査しており、母親と子どもの貧困問題が「家族手当」構想に結びついてきたことは明らかである。実際、当時の働く女性たち、とくに労働者階級の女性たちは、一部の熟練労働を除いて、その多くが苦汗労働と母性 (= 家族における労働力の再生産) の狭間におかれた。それは、家族手当運動と結びついて、次のような論理で男女平等賃金を要求した。つまり、女性の低賃金は男性の賃金低下を導く。女性の家族手当要求は男性の「家族賃金」を高めることになる。その上で、男女の平等賃金を要求する。

このような論理は WTUL の初期の指導者であったレイディ・ディルクの次の発言にも見ることができる。「工業化の進展で若い女性が低賃金で雇われ、男性の『家族賃金』を破壊する。さらには男性の仕事を奪うこともある。家族の女性たちはやむなくさらに働きに出る。やがて家族そのものが崩壊する。この悪循環を断ち切るためには男女の賃金を同等にする以外に道はない」(WTUL, 16th Ann. R. 1890, 今井, 2006: 200)。ディルクの思想は「家族イデオロギー」にもとづくものとして批判されることが多いが、公私二分法の問題を鋭く指摘している。当時の労働者階級の女性のおかれた状況は、家族と労働市場の双方におけるジェンダー平等が実現されることの重要性を示している。

(2) 現代におけるジェンダー平等への示唆

以上の福祉国家勃興期の労働者階級女性のおかれた立場は、現代における私たちに、公私二分法を克服することの重要性を示唆してくれる。

80 年代以降の福祉国家の変容とグローバリゼーションのもとで、私たちは「新しい社会的リスク」に直面している。それは女性が労働市場進出するにしたがって、賃労働と家庭生活の両立が困難になること、人口の高齢化による既存の社会保障の機能不全が生じること、社会的弱者が育児や介護の困難に見舞われることなどである。背後には、社会的ケア (育児や介護など) の不足がある。重要なのは、有償労働 (労働市場) と無償労働 (家族) の総合的政策である。福祉国家勃興期における働く女性が直面する困難は、ひるがえって、現代に対する示唆を与えることになる。

<引用文献>

赤木誠、児童労働をめぐる対立・調整・協働 イギリス福祉国家成立過程におけるリバプールの先駆的役割、社会経済史学、72 - 4、2006、3 - 23

赤木誠、地域社会の中の慈善協会 0 世紀初頭のリバプールにおける家族給付をめぐる議論と活動、社会政策、1 - 1、2008、128 - 139

今井けい、イギリス女性運動史、1992

今井けい、女性労働運動 周辺から主流へ?、河村貞江・今井けい編、イギリス近現代女性史研究入門、188 - 202

原伸子、ジェンダーの政治経済学、有斐閣、2016

Drake, B., *Women in Trade Unions*, London: Labour Research Department, 1920

Lewis, J., *Models of Equality for Women: The Case of State Support for Children in Twentieth-Century Britain*, *Maternity and Gender Politics: Women and the Rise of the European Welfare States 1880s-1950s*, (eds., G. Bock and P. Thane), 1991, 73-92

Rathbone, E., *Reports on the Results of a Special Inquiry into the Condition of Labour at the Liverpool Docks*, on November 20th, 1903

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

| | |
|--|-------------------------|
| 1. 著者名 原 伸子 | 4. 巻 73/3 |
| 2. 論文標題 ケアの理論と政策：保育の市場化批判 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 立教経済学研究 | 6. 最初と最後の頁 107 - 132 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 原 伸子 | 4. 巻 716 |
| 2. 論文標題 イギリスにおける福祉改革と家族 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 大原社会問題研究所雑誌 | 6. 最初と最後の頁 21 - 41 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|---------------------|
| 1. 著者名 原 伸子 | 4. 巻 711 |
| 2. 論文標題 「子どもの貧困を問う 日本とEUの経験から：特集にあたって」 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 大原社会問題研究所雑誌 | 6. 最初と最後の頁 1 - 5 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|--|----------------------|
| 1. 著者名 原 伸子 | 4. 巻 711 |
| 2. 論文標題 （翻訳）メアリ・デイリー、EUにおける「子どもの貧困」問題 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 大原社会問題研究所雑誌 | 6. 最初と最後の頁 6 - 18 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 原 伸子 | 4. 巻 9巻3号 |
| 2. 論文標題 福祉国家の変容とケアの市場化-イギリスにおけるケアの市場化とジェンダー | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 社会政策 | 6. 最初と最後の頁 44 - 61 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 1件/うち国際学会 1件)

| |
|--|
| 1. 発表者名 Nobuko Hara |
| 2. 発表標題 Childcare policy, Child Poverty and Single Mothers: A Critical Assessment of Gender Equality in Japan |
| 3. 学会等名 International Association for Feminist Economics (国際学会) |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 原 伸子 |
| 2. 発表標題 福祉国家の変容とケアの市場化-イギリスにおける保育政策の展開とケアの市場化 |
| 3. 学会等名 社会政策学会 (招待講演) |
| 4. 発表年 2017年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 Nobuko Hara |
| 2. 発表標題 Marktization of Childcare, Deregulation of Labour Market, and "Making Women Active and Promotion Plan" :Critical Assessment of Gender Equality Policy in Japan |
| 3. 学会等名 International Association for Feminist Economics |
| 4. 発表年 2019年 |

〔図書〕 計1件

| | |
|----------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 原伸子、山本千秋、赤木誠、齊藤健太郎、永島剛 | 4. 発行年 2020年 |
| 2. 出版社 法政大学出版局 | 5. 総ページ数 450 |
| 3. 書名 イギリス産業革命期における児童労働 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------|----|
|--|---------------------------|-----------------------|----|